

市民参加条例の検討に向けた視点の検証

視点1：自治基本条例に関する現状

札幌市には現在、市民参加条例が存在せず、自治基本条例に市民参加に関する規定が盛り込まれている。市民にとっては、自治基本条例は抽象的であり漠然としているため、その中の条文に市民参加の項目があるといつても、まずは、その入口の自治基本条例への馴染みがなく、理解が難しいと考えられる。従前から自治基本条例の認知度が低いため、自治基本条例の中に市民参加の規定があることも十分に知られていないと考えられ、そのことを踏まえて検討していく必要がある。

○「札幌市自治基本条例」の認知度

①平成23年度調査 知っている 52.0%、知らない 47.2%

②平成26年度調査 知っている 47.8%、知らない 51.0%

③令和元年度調査 知っている 29.9%、知らない 70.2%

※「知っている」は、「条例について名前だけなら聞いたことがある」、「内容を知っている」等の回答を合計したもの。

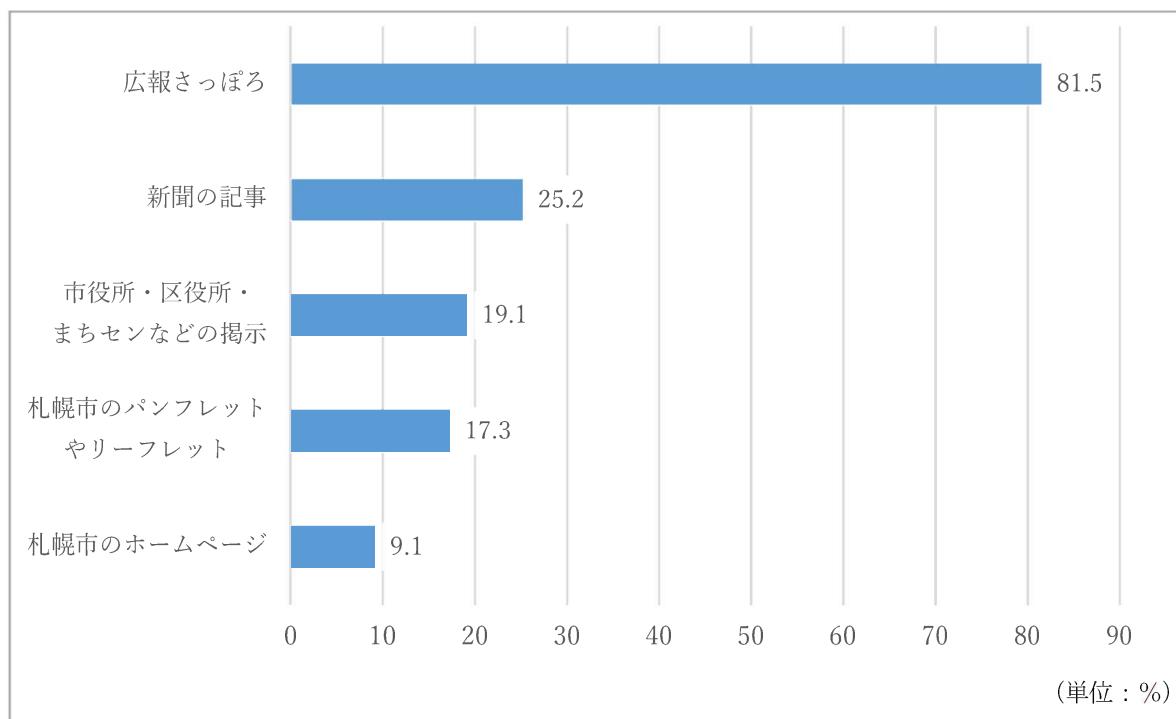
①「札幌市自治基本条例に関するアンケート調査」

(調査票を無作為抽出した市民3,000人に「市民による集中評価会議」案内文に同封して郵送、その他区役所等に調査票を配架)

②「市民自治に関するアンケート調査」(調査票を無作為抽出した市民5,000人に郵送)

③「市民インターネットアンケート調査」(アンケートモニターに登録している市民480人を対象)

【参考】調査①での設問「札幌市自治基本条例を何から知ったか」の回答結果（上位5位まで抜粋）



視点2：市民参加条例の特長と考えられる事柄

① 市民にとっての分かりやすさ

市民にとっては、「市民自治」よりも「市民参加」のほうがより具体的で分かりやすいと思われるところから、様々な機会をとらえて市民への周知を行い浸透を図ることを考えると、「市民参加」を表題とする方が効果的であると考える。

② 総括性

札幌市では、市民が意見を述べることができる手続が定められており、要綱等をはじめ、個別の施策・制度等でも様々な市民参加が行われているが、これらを総括するものが現在はない。このため、市民参加条例等を設けることにより、市民参加制度を全体的に見渡すことが可能となる。

○総括性

【参考】神奈川県厚木市ホームページ：市民参加条例に定める市民参加制度を一覧で掲載

The screenshot shows the official website of Atsugi City, Japan. The header features the city's logo and the text "厚木市" (Atsugi City) and "Atsugi City Official WebSite". The URL is "http://www.at-sugi.ac.jp". The page title is "広報・広聴" (Announcement and Consultation). A yellow banner at the top says "市民参加条例" (Citizen Participation Ordinance). Below it, there are several sections with links:

- 市民参加条例について**
 - パブリックコメント手続の実施
 - みんなの声でつくるまち 市民参加条例
 - 自治基本条例だより
- 審議会等**
 - 審議会等の運営
- 意見交換会**
 - 意見交換会の開催（令和元年度）
 - 意見交換会の開催（平成30年度）
 - 意見交換会の開催（平成29年度）
 - 意見交換会の開催（平成28年度）
 - 意見交換会の開催（平成27年度）
 - 意見交換会の開催（平成26年度）
- 意向調査**
 - 意向調査の実施（令和元年度）
 - 意向調査の実施（平成30年度）
 - 意向調査の実施（平成29年度）
 - 意向調査の実施（平成28年度）
 - 意向調査の実施（平成27年度）
 - 意向調査の実施（平成26年度）
- 市民会議**
 - 市民会議の設置
- ワークショップ**
 - ワークショップの開催
- その他の市民参加**
 - その他の市民参加
- 運用状況点検報告書**
 - 令和元年度厚木市市民参加条例運用状況
点検結果報告書について
 - 平成30年度厚木市市民参加条例運用状況
点検結果報告書について

視点3：自治基本条例との整合性

自治基本条例の起草時の議論では、自治基本条例を制定した後で、将来的には市民参加条例を作っていくという想定もなされていたが、自治基本条例にも市民参加に関する規定を盛り込んでおくべきという意見もあったことから、現在のように自治基本条例中に市民参加に関する事項がある程度詳細に規定されている。このため、市民参加条例の検討にあたっては、自治基本条例との整合性に特に留意する必要がある。

○自治基本条例第21条（市政への市民参加の推進）に対応する市民参加の取組

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

⇒「政策の立案」段階：公募による審議会等への市民参加、パブリックコメント制度、意見交換会等

「実施」段階：各種行事等への市民参加、市民との事業共催、市民団体等への事業委託等

「評価等」段階：行事等参加者からのアンケート聴取、行政評価委員会の外部評価等

3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。

(1) 実施の時期が適切であること。

(2) 効果的かつ効率的な方法によること。

(3) 事案に関する市民又は地域に係る市民が参加できること。

(4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。

⇒設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募制を実施したり、一人の委員の長期在任を制限すること等により、幅広い市民の参加を促している（札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱）

5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。

⇒パブリックコメント制度の運用（札幌市パブリックコメント手続に関する要綱）

6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。

⇒インターネットによる市政提案、市民の声を聞く課・各区広聴係へ寄せられる意見・提案等を関係部局に送付する仕組みを整備。また、主な意見等の検討結果について、市HP「みんなの声を市政に生かします」で公開している。

7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

⇒条例以外のものとしては、市民参加制度に係る要綱等の策定、「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」の運用などがある。

視点4：目的や将来像の明確化

市民参加条例を制定する目的は、市民参加をより進め、市民自治を深化させることである。

市民に市民参加の意識を浸透させるためには、それによって札幌市が何を目指していくのかという、将来への道筋を市民に示すことが必要であり、それを示すことで、参加する市民が増え、市民の意識も高まっていくことが期待できる。

市民参加条例を作るのであれば、その内容もさることながら、そもそも目的や将来像を明確にし、それを分かりやすく市民に示すことが肝要である。

○自治基本条例で定める目的等（一部抜粋）

(前文)

～まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

○市民への周知手段等



- ・パンフレット「市民が主役 札幌市のまちづくり —自治基本条例—」イラスト等も使用することで、分かりやすい誌面を心掛けている。
※市政への市民参加については、主に9~10ページに掲載
※区役所等・各施設での配架、市ホームページへの掲載により周知
- ・出前講座
「まちづくりの基本ルール～自治基本条例～」
「みんなで取り組もう！地域のまちづくり」

【参考】他都市における市民周知に係る表記

・京都市：目指す未来像「参加と協働により、豊かで活力のある地域社会の実現」

（「第2期 京都市市民参加推進計画 改訂版」冊子）

・静岡市：「このまちを変える1人になりませんか？」

（「市民参画の推進に関する条例」パンフレット表紙）

・千葉市：すべては“将来に引き継ぎたいと思えるまち”を実現するため。

キーワードは“わたしたち”と“ジブンゴト”

（「市民自治によるまちづくり条例」パンフレット）

視点5：市民にとっての効果や課題の検証

札幌市のこれまでの調査によって、他都市での効果や課題が明らかになったことは有用であるが、調査結果は主に行政側から見た効果や課題である。市民参加条例は市民のための条例であることから、行政側だけでなく、市民にとってどのような効果や課題があるかについても、検証していくことが望ましい。また、市民参加条例は自治基本条例と密接に関連するものであることから、札幌市において自治基本条例が施行されて市民にとってメリットや効果が出ているか、ということについても併せて検証することが望ましいと考える。

○市民参加条例の制定による、市民にとっての効果や課題

- ・第3次市民自治推進会議 第8回会議資料（抜粋）

市民参加条例制定による効果と課題						
(平成26年度 政令市・中核市・特例市計102市への文書照会結果より)						
1 市民への効果・課題						
項目	一般型条例 (20市)		個別型条例 (10市)		【参考】基本条例 (31市)	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
○ 市民参加を実感する市民の割合が増えた	2	10%	4	40%	4	13%
○ 参加する市民の数が増えた	3	15%	2	20%	6	19%
○ 参加する市民の層が多様化した	1	5%	4	40%	6	19%
○ 行政の取組に対する市民の理解が深まった	8	40%	5	50%	11	35%
○ 市民活動やコミュニティが活発化した	4	20%	3	30%	15	48%
▲ 市民の意識に大きな変化が見られない	3	15%	5	50%	5	16%

※ 一般型条例：市民参加に特化した条例で、市民参加の理念や方法等について総合的に定めている。

※ 個別型条例：個別の市民参加方法（パブコメ、住民投票等）について定めている。

※ 基本条例：市民参加に特化した条例ではなく、自治基本条例等で市民参加に関する規定を定めている。

○札幌市における自治基本条例の制定効果等

- (1) 自治基本条例制定（H18年10月）後に実施された主な取組等
 - ・市民自治推進本部会議の設置（H18年12月）
 - ・市民ワークショップの開催（H20年2月）
 - ・「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」作成（H20.12月）
 - ・市民参加の実施予定、実施結果の公表（H21年5月）、市民参加通信の発行（H21年7月）
 - ・区民協議会の設置（H22年度末で全区に設置完了）
 - ・市公式ホームページのリニューアルによる情報提供の充実（H23年3月）
- (2) 市民にとってのメリット・効果
 - ・自治基本条例の制定を契機として、情報共有・市民参加の仕組みの充実が図られた。
 - ・市民ワークショップの開催等により、市政・まちづくりへの市民参加の意識が高まる。
 - ・市の取組に対して、市民が意見等を述べる際の根拠となる。

視点 6：実効性の確保に関する課題

市民参加条例を実効性のあるものにするためには、条例の運用状況をしっかりとチェックする必要がある。札幌市は都市の規模が大きく、事業数等も多いことから、十分なチェック体制を築くためには、大きなコストがかかる可能性があることも踏まえて、どの程度の「規律密度」とするかなどの検討が必要である。

○札幌市の事業規模

【令和元年度 行政評価（平成 30 年度実施事業）】

- ・自己評価による事業評価調書を作成したもの：589 事業（法令で市に実施が義務付けられており、市の裁量が及ばない法定経費に関する事業や、市内部の事務的経費等については除かれている。）
- ・上記事業のうち、市民参加を実施したもの：286 事業

※市民参加を実施した段階の内訳（1つの事業が複数の段階に該当している場合あり。）

市民参加を実施した段階	実施事業数
①企画立案・計画	107 事業
②実施	212 事業
③評価・改善	49 事業

【令和元年度 市民参加の実施結果】

- ・市民参加機会を設けた、条例や計画等の検討の取組・各種事業等の件数：177 件

○チェック体制の視点

- ・条例で「義務付け」した取組をチェックするか。「努めるものとする」取組までチェックするか。
- ・外部委員によるチェック体制とするか。市役所内部でチェックする所管課を設けるか。各課の自主点検に委ねるか。

○他都市のチェック体制状況

(1) 厚木市

- ・条例等の制定、改正又は廃止、計画の策定、改定又は廃止、その他重要な政策等の策定を行う時は、市民参加の機会を設けることを市民参加条例で義務付けている（市民参加手続としてパブコメの実施が必須であり、さらに加えてその他 1 つ以上の市民参加手続を義務付けている）。
- ・上記に該当する事業については、「実施予定」と「実施結果」の両方について、自治基本条例推進委員会（学識経験者や公募委員により構成される附属機関）で点検・評価を実施している。

平成 30 年度対象事業の実施結果点検：10 件
令和元年度の実施予定対象事業：対象 105 件 中、27 件 を実施結果点検の対象とした。
※残り 78 件は軽微なもの、緊急性のあるもの等の理由で、実施結果点検の対象外とされた。

- ・実施予定の点検は、事業概要等を記載した点検票をもとに同委員会で事業ごとに確認。
- ・実施結果の点検は、実施した市民参加の取組に係る実績資料も添付した上で、同委員会で確認。このため、実施予定の点検に比べると、実施結果の点検資料は分量が大きくなっている。

(2) 静岡市

- ・市民に義務を課す条例、市政の基本的な事項を定める条例・規則の制定改廃、大規模な公の施設設置の計画策定・変更等の際はパブリックコメント等の市民参画手続を義務付けている。
- ・毎年度、市民参画手続の実施予定と前年度の実施状況を一覧表にまとめ公表している。
市民参画手続の実施件数：80 件（平成 30 年度）
- ・市民参画手続の実施予定・前年度実施状況については、市民自治推進審議会（学識経験者や公募委員により構成される附属機関）に毎年度、報告して意見をいただいている。

(3) 京都市

- ・市政に関する基本的な計画の策定又は改廃、重要な制度の創設又は改廃等について、パブリックコメント手続を義務付けている。
- ・市民参加の取組を、総合的・計画的に推進するための「市民参加推進計画」を策定している。
(10 年ごとに策定、5 年経過時に中間見直しを実施)
- ・同計画の中で、計画年度中に取り組む市民参加の事業を一覧表で明記。同計画の進捗状況について毎年度、報告書を作成して公表。
- ・市民参加推進フォーラム（学識経験者や公募委員により構成される附属機関）においても、同計画の進捗状況の分析等を行っている。

(4) 熊本市

- ・市の総合計画や基本的な施策方針等の策定・変更、市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼす条例、規則等の制定改廃等について、市民参画の機会設置を義務付けている（この内、広く市民から意見等を求める必要がある事項についてはパブリックコメントを義務付け）。
- ・各課に 1 名、「市民参画・協働推進員」を選任し、毎年、市民参画等に関する研修を実施。各課の事業実施における市民参加の推進に努めている。
- ・市政運営の基本方針、重要施策のような重点的案件については、事前に担当課で「市民参画プロセス設計書」を作成の上、市民参画の所管課に提出させて、実施時期や手法等を確認している。
- ・毎年度、市民参画の取組を実施した事業について一覧表にまとめ公表している。
市民参画に取り組んだ事業数：502 事業（平成 30 年度）

(5) 千葉市

- ・以前は市民参加条例（千葉市市民参加及び協働に関する条例）のみであったところ、令和 2 年 4 月 1 日付で当該条例を改正し、自治基本条例の要素を取り入れた（千葉市市民自治によるまちづくり条例）。このため、現在は自治基本条例の形をとりながら、旧条例の頃から定めていた条例施行規則も引き継いでおり、その中で市民参加に関しても詳しく定めている。
- ・市政や各行政分野の基本的な施策等を定める計画や指針の策定・変更、それに係る内容や市民に義務を課し、権利を制限する条例の制定改廃等について、パブリックコメント手続を義務付け。
- ・毎年度、市民参加・協働の実施計画・前年度実施状況を一覧表にまとめ公表している。
市民参加・協働の取組項目件数：370 項目（平成 30 年度）※うち市民参加の取組：87 項目
- ・市民参加・協働の実施計画・前年度実施状況については、市民自治推進会議（学識経験者や公募委員により構成される附属機関）に毎年度、報告して意見をいただいている。

1 点検結果の報告に当たって

平成24年4月1日、厚木市市民参加条例（以下「条例」という。）は、厚木市自治基本条例第29条の規定に基づき制定されました。

本条例は、市民参加に関する基本的な事項を定め、市民の皆様が市政に参加することができる仕組みを整備し、市民参加によるまちづくりを推進することを目的とするものです。

今回、私たち厚木市自治基本条例推進委員会は、条例第17条に基づき、平成30年度に実施した市民参加手続の点検及び評価並びに令和元年度に実施する市民参加手續の点検を行いました。

点検につきましては、平成30年度に実施済みのもの、令和元年度に実施を予定するもの、いずれも対象行為担当課から提出された市民参加手續点検表を基に審議を行いました。

2 点検結果について

（1）平成30年度に実施した市民参加手續について（結果の点検）

【参考資料1】

平成30年度にパブリックコメントまでの全ての市民参加手續を終了した10件の対象行為について点検した結果、全て妥当と評価しました。

（2）令和元年度に実施する市民参加手續について（予定の点検）

【参考資料2～3】

報告のあった105件の市民参加手續の実施の有無及び内容について、全て妥当と判断しました。

なお、妥当と判断した105件のうち、「市民参加手續を省略する対象行為」78件については、実施状況の点検の対象外としました。

3 条例に係る提案

本委員会では、次のとおり市に提案します。

（1）提案内容

条例改正等の内容が専門的なものや、市民生活への関わりや対象者が限定期的なものについては、費用対効果を勘案した上で、市民参加手續の実施の必要性や実施手法を十分に検討していただきたい。

（2）提案趣旨

平成30年度に実施した市税条例の改正について、市民参加手續の実施状況を点検したところ、条例改正に必要な手續が行われていましたが、意見交換会やパブリックコメントにおいて市民からの意見

が極めて少なく、その理由としては、内容が専門的であるとともに、条例改正により影響を受ける市民が限られていたためではないかと考えられます。

については、条例改正や計画策定等に当たっては、市民の関心や市民生活への影響、事務の効率化などの観点から、市民の意見を聴取する必要性や効果などについて十分に検討した上で、市民参加手続の実施の有無やより効果的な手法を選択すべきであると考えます。

令和2年3月

厚木市自治基本条例推進委員会

委 員 長	牧瀬 稔
職務代理	北風 純章
委 員	阿部 真由美
委 員	安藤 通
委 員	池上 真理子
委 員	清原 悠
委 員	越路 健広
委 員	高乘 智之
委 員	田代 宰
委 員	成田 正一
委 員	宮田 幸紀

平成30年度市民参加条例対象行為実施結果一覧

参考資料 1

No.	対象行為	担当課	審議会	意見交換会	市民会議	ワークショップ	意向調査	パブリックコメント		
			①開催日 ②委員数(公募委員 数)	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①開催日 ②参加者数 ③意見数	①実施期間 ②調査対象者(人数) ③回答件数	①実施期間 ②提出者数 ③意見数	必要 手續数	分類	
1	固定資産税のわがまち特例に関する市税条例の一部改正	資産税課		①H30.8.20 ②0人 ③0件			①H30.8.1～8.15 ②インターネットモニター(117人) ③8件	①H30.9.4～10.4 ②1人 ③3件	3	条例
2	中小企業の設備投資に関する固定資産税の一部改正	資産税課		①H30.4.16 ②0人 ③0件			①H30.4.2～4.15 ②インターネットモニター(112人) ③74件	①H30.4.18～5.18 ②20人 ③0件	3	条例
3	厚木市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を定める条例の制定	都市計画課	【厚木市都市計画審議会】 ①H30.6.18 ②15人(3人)	①H30.9.13 ②8人 ③3件			①H30.6.1～6.15 ②115人 ③78件	①H30.11.15～12.17 ②1人 ③4件	3	条例
4	厚木市公園条例の一部改正	公園緑地課	【厚木市緑を豊かにする審議会】 ①H30.7.3 ②11人(3人)				①H30.9.1～10.2 ②21人 ③5件	①H30.11.15～12.17 ②1人 ③4件	3	条例
5	(仮称)厚木市立郷土博物館整備に伴う条例等の制定	文化財保護課	【(仮称)あつぎ郷土資料館検討委員会】 ①H29.4～H31.3 ②10人(2人)	①H29.1.22 ②2人 ③15件			①H30.4.1～5.1 ②2人 ③14件	①H30.4.1～5.1 ②1人 ③6件	3	条例
6	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定の制定	建築指導課					①H31.1.15～2.15 ②1人	①H31.1.15～2.15 ②1人 ③6件	1	審査基準
7	厚木市新庁舎整備基本構想の策定	市街地整備課	【厚木市庁舎建設等検討委員会】 ①H29.7～H30.5 ②13人(2人)	①H30.6.14(2回) ②22人、36人 ③12件、14件	H30.5.13(2回) ②24人、24人 ③23件、21件	①H29.7.21～8.7 ②15歳以上の市民 (4,000人) ③1,335件	①H30.6.29～7.31 ②36人・団体 ③98件	①H30.9.1～10.1 ②11人 ③53件	3	構想
8	厚木市ふれあいプラザ再整備計画の策定	環境事業課	【厚木市環境審議会】 ①H30.7.5 ②19人(3人)			①H29.9.4～9.17 ②金田地区住民 ③456件	①H29.9.4～9.17 ②15歳以上の市民 (4,000人) ③1,335件	①H30.9.1～10.1 ②11人 ③53件	2	計画
9	厚木市自殺対策計画の策定	健康づくり課	【厚木市保健福祉審議会】 ①H30.6.27 ②15人(3人)	①H30.6.21 ②2人 ③4件			①H30.8.1～8.31 ②2人 ③8件	①H30.9.1～10.1 ②11人 ③36件	2	計画
10	厚木市地域防災計画の改定	危機管理課		①H30.8.7 ②16人 ③0件	①H30.5.21、6.18、 7.10 ②65人 ③14件	①H30.6.11～8.31 ②自主防災隊(445人) ③36件	①H30.12.25～ H31.1.25 ②2人 ③7件	3	計画	

令和元年度

厚木市市民参加条例に基づく市民参加手続実施予定一覧

No	対象行為	担当課	審議会	意見交換会	ワークショップ	意向調査	パブリックコメント
1	厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正	福祉総務課	H31. 3	H31. 3			H31. 3～4
2	厚木市営自転車等駐車場条例の一部改正	交通安全課		R1. 6		R1. 6	R1. 9
3	厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の改正	環境事業課	H31. 2			未定	R1. 9
4	厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び施行規則の改正	下水道総務課	H30. 9～R1. 5	R1. 5			R1. 7
5	厚木市公共下水道使用料条例及び施行規則の改正	下水道総務課	R1. 5	R1. 5			R1. 7
6	厚木市学校給食費条例の改正	学校給食課	R1. 6	R1. 7			R1. 12
7	第10次厚木市総合計画の策定	企画政策課	H31. 4～R3. 3	R2. 1	R1. 7～9		R2. 7
8	厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	企画政策課	H31. 4～R2. 3	R1. 11			R2. 1
9	(仮称) 厚木市情報化推進計画(2021～2026)の策定	情報政策課		未定		R1. 7	R2. 7
10	厚木市環境基本計画の改定	環境政策課	R1. 9～R3. 1	R2. 8		R1. 12	R2. 11
11	災害廃棄物処理計画の改定	環境政策課	R1. 10	R1. 8			R1. 12
12	(仮称) 厚木市総合都市交通マスタープランの策定	都市計画課	H30. 6～R2. 10	未定			未定
13	第2次厚木市教育振興基本計画の策定	教育総務課	R1. 9～R2. 3	未定			未定
14	厚木市スポーツ推進計画の策定	スポーツ推進課	R1. 6～R3. 3			R1. 7	未定

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 スポーツ推進課

内線番号 2530

(24)

対象行為の名称	厚木市教育委員会が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則の一部改正			
概要	学校体育館及び屋外運動場の使用申請等について、公共施設予約システムによる運用に移行する予定です。そのため、施設使用に伴う使用申請等の方法を変更する必要があるため、「厚木市教育委員会が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則」の一部を改正するものです。			
市民参加手続の確認 (市民参加条例施行規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定、改正又は廃止 (2以上の参加手法及びパブリックコメント)			
	<input type="checkbox"/> 市の基本構想及びこれを具体化するための基本計画(計画期間が5年を超えるもの)その他市の基本的な事項に係る計画の策定、改定又は廃止 (2以上の参加手法及びパブリックコメント)			
	<input type="checkbox"/> 広く市民の公用又は公共の用に供する施設の設置に係る計画その他の重要な計画(計画期間が5年以下の基本計画を含む。)の策定、改定又は廃止 (1以上の参加手法及びパブリックコメント)			
	<input type="checkbox"/> 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入、変更若しくは廃止又は金銭の徴収に係る方針の策定その他の重要な政策等の策定 (1以上の参加手法及びパブリックコメント)			
	<input type="checkbox"/> 行政手続法第2条第8号に規定する命令又は規則、処分基準、行政指導指針の制定、改正又は廃止 (パブリックコメントのみ)			
	<input type="checkbox"/> 条例に該当しないが、任意で市民参加を実施するもの (任意実施のため、回数、手法について規定なし)			
実施する市民参加手続 (市民参加条例第2条)	<input type="checkbox"/> 審議会等			
	<input type="checkbox"/> 実施予定時期	令和 年 月頃		
	<input type="checkbox"/> 意見交換会			
	<input type="checkbox"/> 実施予定時期	令和 年 月頃		
	<input type="checkbox"/> 市民会議			
	<input type="checkbox"/> 実施予定時期	令和 年 月頃		
	<input type="checkbox"/> ワークショップ			
	<input type="checkbox"/> 実施予定時期	令和 年 月頃		
	<input checked="" type="checkbox"/> 意向調査	厚木市立学校体育施設開放事業に関するアンケート調査		
	<input type="checkbox"/> 実施予定時期	令和元年10月		
	<input type="checkbox"/> 対象者	施設利用団体	対象者数	376団体
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント	厚木市教育委員会が管理する公共施設に係る厚木市公共施設予約システムの運用に関する規則の改正に伴うパブリックコメント		
<input type="checkbox"/> 実施予定時期	未定			
<input type="checkbox"/> 条例第6条第4項に基づき、パブリックコメント手続に代え、他の参加手法を実施する場合				
<input type="checkbox"/> 理由				
<input type="checkbox"/> その他の手法				
<input type="checkbox"/> 実施予定時期	令和 年 月頃			
市民参加手続を実施しない理由 (市民参加条例第6条第7項)	実施しない場合の理由		具体的な事由	
	<input type="checkbox"/> 軽微なもの			
	<input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの			
	<input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定			
	<input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質			

令和元年度

厚木市市民参加条例に基づく市民参加手続予定一覧(市民参加手続きを省略するもの)

No	対象行為	担当課	市民参加手續を実施しない理由	分類
1	厚木市市税条例の一部改正	市民税課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (3) 法令で実施基準を規定	条例等
2	厚木市自転車安全利用促進条例の一部改正	交通安全課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (3) 法令で実施基準を規定	条例等
3	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
4	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
5	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
6	厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
7	厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
8	(仮称) 厚木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
9	(仮称) 厚木市会計年度任用職員の退職手当に関する条例の制定	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
10	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
11	厚木市職員の退職手当に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
12	厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
13	厚木市職員の分限に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
14	厚木市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
15	厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
16	厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
17	厚木市臨時職員の給与に関する条例の廃止	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
18	厚木市一般職の非常勤職員の勤務時間、給与、旅費等に関する規則の廃止	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	規則
19	(仮称) 厚木市森林環境基金条例の制定	農業政策課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (4) 事務又は事業の性質	条例等
20	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (1) 軽微なもの	条例等
21	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (1) 軽微なもの	条例等
22	厚木市職員の退職手当に関する条例の一部改正	職員課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (1) 軽微なもの	条例等
23	厚木市介護保険条例の一部改正	介護福祉課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (1) 軽微なもの	条例等
24	厚木市市税条例の一部改正	市民税課	市民参加条例第6条第7項に該当し、市民参加手續を実施しない。 (1) 軽微なもの	条例等

I 本市における市民参加の取組状況

1 本市における市民参加の推進

本市では全国に先駆けて、市民参加を市政運営の基本原則とし、平成13年に京都市市民参加推進計画を策定し、平成15年に政令指定都市で初めて市民参加推進条例を施行した。これらの条例及び計画の下、全ての市民がその力を存分に発揮し、地域社会の一員として、まちづくりを進めるとともに、市政に積極的に参加し、協働の成果を挙げることができるよう、本市において様々な取組を進めている。

平成13年12月	第1期京都市市民参加推進計画を策定
平成15年8月	京都市市民参加推進条例を施行
平成18年12月	第1期京都市市民参加推進計画改訂版を策定
平成23年3月	第2期京都市市民参加推進計画を策定
平成28年3月	第2期京都市市民参加推進計画改定版を策定

2 第1期京都市市民参加推進計画の取組と成果

本市の市民参加推進の取組は、平成13年12月に策定した第1期京都市市民参加推進計画に基づき、市政運営の各過程への市民参加を促進するとともに、市民の地域におけるまちづくり活動を支援するための制度や仕組みの整備から着手した。

平成15年6月には、公益的な市民活動を総合的にサポートする「市民活動総合センター」を開設し、同年8月には、政令指定都市で初となる市民参加推進条例を施行し、本市附属機関等の会議の原則公開や委員の市民公募の推進、パブリック・コメントの制度化など、主に市政への市民参加を進めるための基盤づくりを行ってきた。

平成18年度には計画の改訂を行い、市民参加の制度や仕組みの着実な運用に加え、市民と行政の協働によるまちづくりを一層推進することとし、市民や職員向けの啓発冊子の発行や「京都市未来まちづくり100人委員会」など、市民と行政の新たな協働の取組を推進してきた。

こうした取組の結果、平成15年度には67人であった附属機関等の市民公募委員の数は、計画最終年度の平成22年度には259人となり、パブリック・コメントの平均意見数も67件から282件と大幅に増加した。また、市内のNPO法人認証数も303法人から741法人となり、市民活動総合センターの利用者も年々増加するなど、市民参加の制度や仕組みは着実に浸透し、本市の市民参加はますます活性化する状況となった。

3 第2期京都市市民参加推進計画の取組と成果

平成23年3月に策定した第2期京都市市民参加推進計画に基づき、パブリック・コメントや附属機関等の委員の市民公募などの制度の着実な運用や、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)、メールマガジン、スマートフォンアプリなどのインターネット等を活用した市政情報の発信等に積極的に取り組むとともに、附属機関等の会議の動画配信を開始するなど、市政への参加を推進する仕組みを充実させてきた。

また、京都市地域コミュニティ活性化推進条例の施行(平成24年4月)や、まちづくり活動の拠点である「いきいき市民活動センター」の13箇所(平成23年4月)での開設、まちづくりアドバイザーの全区役所・支所への配置、区民提案・共

汗型まちづくり支援事業の充実、区役所・支所での「まちづくりカフェ事業」の開始など、多様な主体が連携してまちづくり活動を行える仕組みを充実させてきた。

こうした取組の結果、本市所管のフェイスブック及びツイッターの数が平成27年度で77件となるなど、的確かつ迅速な情報提供が進んだ。また京都市所管のNPO法人認証数が830件に増加するとともに、区民提案型支援事業の提案件数が平成24年度の275件から、平成27年度は378件と年々増加するなど、市政への参加やまちづくり活動を行う市民は着実に増え、市民主体のまちづくりが一層進む状況となつた。

4 第2期京都市市民参加推進計画改定版の概要

第2期京都市市民参加推進計画の成果や課題などを踏まえ、多様な主体がそれぞれの役割を積極的に果たすとともに、これまでの役割の範囲を越えて協働することで、協働型社会への更なるシフトを進めるため、同計画を全面的に見直し、第2期京都市市民参加推進計画改定版を平成28年3月に策定した（計画期間：平成28年度～32年度（令和2年度））。

(1) 目指す未来像

「参加と協働により、豊かで活力のある地域社会の実現」

(2) 5年後に実現を目指す地域社会の姿

「市民、地域の住民組織、NPO、企業・事業者、大学、寺社、行政等のあらゆる主体が、まちづくりにおけるそれぞれの役割を積極的に果たすとともに、これまでの役割の範囲を越えて連携し、対等の立場で知恵と力を出し合う協働のまちづくりや、地域コミュニティの活性化が進み、その成果を市民が実感している。」

(3) 施策及び推進体制

ア 施策

3つの基本方針の下、19施策を掲げている。

基本方針1 市民との未来像・課題の共有（3施策）
基本方針2 市民の市政への参加の推進（7施策）
基本方針3 市民のまちづくり活動の活性化（9施策）

イ 推進体制

計画を着実に進めるための推進体制として、4つの取組を掲げている。

取組1 各局区・各職場における市民参加推進のマネジメント体制の強化
取組2 職員の市民参加推進に対する意識の向上と能力開発の計画的な実施
取組3 区役所・支所の総合調整機能の強化
取組4 市民参加推進計画の進捗状況や課題の公表

(4) 施策・取組を推進するうえで重視する視点

- ① 協働を推進するための対話の機会の充実、情報の共有
- ② 社会全体でまちづくり活動を継続的に支援する仕組みづくり
- ③ 市民参加推進のマネジメント体制の強化

2 基本方針2 市民の市政への参加の推進

施策4 市政やまちづくりを「自分ごと」、「みんなごと」と感じられる情報提供の工夫

政策形成や決定の過程を最大限透明化するとともに、市政情報や市政への参加に関する情報の伝え方について、更なる工夫を行う。

(施策の推進例)

- 附属機関等の非公開の会議など、内容を公開できない会議についても、可能な限り議論の要旨を公開
- 政策評価、事務事業評価をはじめとする行政評価制度等を活用し、政策や事業の評価結果を分かりやすく公表
- 予算編成過程の積極的な公開や、施設における運営コストと使用料・税などの負担割合の掲出など、京都市の財政に関する情報について、透明化を図るとともに、分かりやすい方法で公表など

【平成30年度実施状況】

- ・附属機関等の会議において、非公開の会議であっても、可能な限り議論の要旨や結果を公開するよう努めた。
- ・「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」に基づく政策評価、事務事業評価、交通事業事務事業評価、水道事業・公共下水道事業経営評価などの行政評価制度を活用し、政策や施策、事務事業の評価結果等を分かりやすく公表した。
- ・公の施設において、年間運営経費及びその財源内訳等のコストを掲示するなど、市政情報の透明化に取り組んだ。
- ・市民が「京都はぐくみ憲章」の理念をいつでも、どこでも、だれもが「自分ごと」として実践できるように、「京都はぐくみ憲章」フェイスブック及びホームページ、「京都はぐくみアプリ」を活用し、分かりやすく、親しみやすい情報を発信した。

など

【令和元年度実施計画】

- ・附属機関等の会議において、非公開の会議であっても、可能な限り議論の要旨や結果を公開するよう取り組む。
- ・「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（行政評価条例）」に基づく政策評価、事務事業評価、交通事業事務事業評価、水道事業・公共下水道事業経営評価などの行政評価制度を活用し、政策や施策、事務事業の評価結果等を分かりやすく公表する。
- ・公の施設において、年間運営経費及びその財源内訳等のコストを掲示する。
- ・右京区では、まちづくり活動の参加意識の高揚や活動の拡大につなげることを目的として、まちの魅力を高める貴重な資源である人、学区、地域団体、イベント等の多彩なまちづくり情報を一元的に集約し、発信するポータルサイト「右京ファンクラブねっと」を運営する。

など

施策5 市政への参加の仕組みのユニバーサルデザイン化の推進

市政に参加する機会を設ける際には、心身の状況、言語、家事、子育て、介護、仕事や学業など、市民一人ひとりの状況の違いを踏まえ、誰もが参加しやすいものとなる工夫を更に推進する。

また、市政への関心はあっても参加したことがない市民に対する参加のきっかけづくりも推進する。

(施策の推進例)

- 傍聴可能な会議や説明会、ワークショップ等において、子どもも一緒に参加できる工夫、休日など参加しやすい時間帯での開催、参加しやすい場所の工夫、通訳や要約筆記の整備、磁気ループの使用等を推進
- 無作為抽出の手法を活用したアンケート・意見交換会の実施や、インターネットを活用したアンケート・意見交換会の充実など、これまで参加したことがない市民に対する参加のきっかけづくりを推進

【平成30年度実施状況】

- ・附属機関「市民参加推進フォーラム」などの附属機関等の会議において、傍聴者のための要約筆記、手話通訳及び託児サービスを用意した。
- ・市民からの取組提案に対して提案の実現に向けた様々なコーディネートを行う「“みんなごと”のまちづくり推進事業」における交流会や、「ユニバーサルデザイン京都フォーラム」、「京都市はぐくみ推進審議会」、「北区人権のつどい」、「福祉のまち醍醐・交流大会」などの様々な事業において、必要に応じて、要約筆記、手話通訳及び託児サービス並びに車いす通路及び観覧席等を用意するなど、誰もが参加しやすい環境の整備に取り組んだ。
- ・左京区のまちづくりを進めるうえでの参考とするため、広く一般市民の方に対し、様々な会議の場やイベント会場等において「左京区の魅力」に関するアンケートを実施した。
- ・まちづくりについて、誰もが自由に参加して、意見交換ができる場として、「まちづくりキャンバス@右京」を概ね毎月第3水曜日夜に10回開催した。

など

【令和元年度実施計画】

- ・引き続き、附属機関等の会議において、傍聴者のための要約筆記、手話通訳及び託児サービスの用意に努める。
- ・引き続き、様々な事業において誰もが参加しやすい環境の整備に取り組む。
- ・京都市政出前トークのテーマ集などにおいて、点字版を作成する。
- ・無作為抽出の手法を活用したアンケートや市民生活実感調査等により、これまで参加したことがない市民に対する参加のきっかけづくりに取り組む。

など

施策6 子ども、大学生など若い世代の市政への参加の推進

多様な主体と連携し、学び・育みの機会の充実に取り組むとともに、子どもも含めた若い世代がより市政に参加しやすくなる工夫を行う。

また、「大学のまち京都・学生のまち京都」の特性をいかすため、大学と連携し大学生の市政への参加を一層促進する。

(施策の推進例)

- 若い世代のころから民主主義の担い手としての資質・能力を育むための教育（シティズンシップ教育）や啓発等を様々な機関等において実施
- 附属機関等の会議やワークショップ等における若者の参加促進や、京都市主催・共催事業における学生ボランティアの参加促進など、若い世代の市政参加を促進する仕組みを推進

【平成30年度実施状況】

- ・小・中学校、高等学校において、選挙について分かりやすい解説や模擬投票を実施した（小学校：7校393人、中学校：12校1,784人、高校：8校1,695人）。また、高校生や大学生に実際の選挙事務に従事していただくなど、選挙への関心を高める取組を行った。
- ・小・中学校、高等学校において、選挙管理委員会事務局、市会事務局等の外部機関との連携による取組を進めるとともに、社会科だけでなく総合的な学習の時間や特別活動等においても年間計画を立て、政治的教養を育む教育に取り組んだ。
- ・子ども若者はぐくみ局の附属機関等の委員への積極的な青少年の登用の取組促進や、「京都市空き家等対策協議会」、「東山の未来区民会議」、「山科区民まちづくり会議」、「下京区民が主役のまちづくりサポート事業審査会」に学生枠を設けるなど、附属機関等への若い世代の登用促進に取り組んだ。
- ・「左京×学生 縁ねっと」では、大学生に向けた、SNS、区ホームページ、パンフレットを活用したボランティア情報等の発信や、大学の新入生歓迎会等での本事業内容の説明などの取組を行った。

など

【令和元年度実施計画】

- ・引き続き、小・中学校、高等学校、大学等において、選挙について分かりやすい解説や模擬投票を実施するとともに、高校生や大学生に実際の選挙事務に従事していただくなど、選挙への関心を高める取組を実施する。また、小・中学校、高等学校において、政治的教養を育む教育に取り組むとともに、高等学校において、地域の方等と連携し地域課題の解決策を考える取組や課題解決型学習を実施する。
- ・附属機関等の委員に学生枠を設けるなど、附属機関等への若い世代の登用促進に取り組む。

など

施策7 市政運営のあらゆる過程における参加の機会の提供

個々の施策や事業などにおいて、多様な手法で、また、市民の意見を十分反映できる適切なタイミングで、市民の参加の機会を設ける。

(施策の推進例)

- 附属機関等の委員の市民公募、アンケート、パブリック・コメント、対話による意見聴取などの手法で、市政運営のあらゆる過程において、施策の対象となる当事者はもとより、広く市民の意見が市政に反映される機会を提供
- 政策の形成や事業の企画段階において、市民の問題意識やアイデアなどを取り入れるために、ワークショップなど対話の手法を積極的に活用

【平成30年度実施状況】

- ・パブリックコメント普及協会と「パブリックコメントの普及に関する協定書」を締結し、イベント等に出向いてその場で意見を集める「対話型パブリックコメント」を協働で行うなど、より幅広い市民の意見を聴取する取組を推進した。
- ・青少年モニター制度を活用し、アンケート（3回）、ワークショップ（2回）等の取組を実施した。
- ・洛西担当区長懇談会において、区民要望への回答に加え、研修会を開催し、区民の意見を幅広く聴取した。
- ・附属機関等の市民公募委員が、会議において積極的に発言できるよう、公募委員の役割や意義を学びながら交流を深める「市民公募委員サロン」を開催した。
- ・人権文化推進計画の中間見直しの基礎資料とするために、「人権に関する市民意識調査」を実施した。

など

【令和元年度実施計画】

- ・市政の重要課題に関するアンケート「市政総合アンケート」など、市民意見を聞くアンケートを実施する。
- ・青少年が市政やまちづくりに参加する機会を増やし、市政においても、青少年の視点と意見を反映させ施策をより充実したものとするため、「青少年モニター」を募集し、意見募集と有志による市への提言・提案を行う。
- ・有識者や市民公募委員等が参画する京都市基本計画審議会を設置し、次期京都市基本計画策定に向けた取組を進める。
- ・北区では、鷹峯学区、金閣学区の2学区において幅広い地域住民の参画の下ワークショップ等を実施し、学区まちづくりビジョンの策定を進める。
- ・上京区、下京区区長懇談会、中京区基本計画推進会議、山科区民まちづくり会議、西京区総合庁舎整備に係る意見聴取等をワークショップ形式で行うなど、多様な手法で市民意見を聞く機会を設ける。
- ・附属機関等の市民公募委員が、会議において積極的に発言できるよう、引き続き「市民公募委員サロン」を開催する。

など

施策8 市民の手ごたえにつながる市政への参加の結果の公表

附属機関等での議論、パブリック・コメント、アンケート、ワークショップなど、市民が市政に参加したことや、そこで出された意見がどのように政策形成や施策の推進、事業の実施にいかされたかなど、効果も含めて結果を分かりやすく伝える。

(施策の推進例)

- パブリック・コメントやアンケート、ワークショップなど、市民意見を募集・聴取した際には、その反映状況等をホームページや広報物等を活用し公表

【平成30年度実施状況】

- ・全てのパブリック・コメントについて、頂いた意見に対する本市の見解をホームページで公表した。
- ・20歳以上の市民3,000人を対象に政策及び施策に関する市民の意識を調査する「市民生活実感調査」や、市民の意見を市政に反映させることを目的に実施した「市政総合アンケート」等の結果について、京都市情報館等で公表した。
- ・ファシリテーション能力を備えた職員を養成するための「市民協働ファシリテーター」研修において実施した4つのワークショップ（レジリエンス、京都の生物多様性、理想の働き方・職場、市民公募委員の魅力）について、話し合われた結果を「みんなでつくる京都」ホームページで公表した。
- ・18歳以上の市民3,000人を対象に、人権文化推進計画の中間見直しの基礎資料とするため「人権に関する市民意識調査」を実施し、その結果の公表に取り組んだ。

など

【令和元年度実施計画】

- ・全てのパブリック・コメントについて、頂いた意見に対する本市の見解をホームページで公表する。
- ・青少年にワークショップで市政への意見を聞く「青少年モニター制度」などにおいて、その結果の公表に取り組む。
- ・ファシリテーション能力を備えた職員を養成するための「市民協働ファシリテーター」研修において実施するワークショップについて、話し合われた結果を「みんなでつくる京都」ホームページで公表する。

など

施策9 あらゆる市政分野での市民と京都市の知恵と力を最大限いかす協働の推進

先駆的な市民の活動と連携して新たな政策課題に取り組むことや、施策・事業がより効果的なものとなるよう、市民との協働で実施する方法に見直すなど、協働で取り組む施策・事業の一層の拡充に取り組む。

(施策の推進例)

- これまで行政が中心に行ってきた分野についても市民の知恵と力をいかす取組を推進
- 特定のエリアの活性化や、多様な主体の知恵と力をいかした柔軟な事業運営が求められる場合などについて、市民、企業等の多様な主体と協議会や実行委員会等を設置し、協働した取組を推進

【平成30年度実施状況】

- ・市民の中から選任したモニターが店舗等を訪問し、事業者へのヒアリング等を通じて把握した内容を本市に報告する市民モニター制度の運用により、市民、事業者及び本市の協働による廃棄物の発生抑制に努めた。
- ・「まちづくり・お宝バンク」市民サポーター派遣事業を実施し、知識や経験のある市民の方々を「市民サポーター」として登録し、派遣依頼のあった取組依頼者とマッチングを行い、取組の実現に向けた支援を行った（市民サポーター登録者数：77人、派遣実績：13団体）。
- ・「京都刑務所敷地の活用を核とする未来の山科のまちづくり戦略」の策定にあたり、学識経験者や地元代表者等で構成する「山科の未来を語る懇談会」や、山科区内の全13学区の自治連合会会長から意見を聞くとともに、広く市民意見の募集をした。
- ・京都市への移住促進を目的とした京都市移住サポートセンター「住むなら京都」の運営について、京都移住計画等の移住応援に取り組む市民グループ等と連携し、移住イベントを市内や東京で実施した。

など

【令和元年度実施計画】

- ・「まちづくり・お宝バンク」市民サポーター派遣事業を実施し、引き続き、知識や経験のある「市民サポーター」の力を活用しながら、派遣依頼者の取組の実現を支援する。
- ・京都市三山森林景観保全・再生ガイドラインの推進として、森づくりアドバイザー制度を活用した市民主体による森づくり活動を推進する。市民との協働による森林整備を実施する（小倉山、上賀茂、金閣寺地区等）。
- ・右京区地域健康づくりグループ育成事業として、健康増進事業の参加者等の自主グループ化を図り、活動を支援するとともに、市民相互で支え合って健康づくりに取り組む環境づくりを目的に、地域において健康づくりに関する知識や技術の普及啓発を実践するボランティアを養成する。
- ・だいご文化活動応援隊として、茶道体験や歴史勉強会等の文化プログラムのノウハウやスキルを持つ地域の人材を発掘し、地域のまちづくり活動の場につなぐ仕組みを構築することで、文化を基軸にまちづくり活動の更なる活性化を図る。

など

施策 10 市民とともに政策課題に取り組む協働型事業の充実

市民と京都市が、課題や目標の設定から課題の克服・目標の達成までを一連のものとして共に考え、共に取り組む事業の充実に取り組む。

(施策の推進例)

- 市民と京都市が、課題や目標の設定から課題の克服・目標の達成までを一連のものとして協働して行う事業を、地域に身近な区役所・支所での事業はもとより、様々な市政分野において実施

【平成 30 年度実施状況】

- ・大規模災害時に、地域における生活や情報の拠点となる避難所について、地域が主体となり、住民自治による開設・運営ができるよう、避難所ごとに運営マニュアルの策定を進め、平成 30 年度までに、全 424 箇所中 417 箇所の避難所運営マニュアルを策定した。また、実動訓練のみならず、「HUG（避難所運営ゲーム）」等を活用した図上訓練も実施することにより、各学区内 2 箇所目以降の避難所における訓練の実施に積極的に取り組んだ。
- ・京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会等での議論、検討を進めるとともに、パブリック・コメントをはじめ様々な場面で地域の皆様等の御意見を幅広くお聞きしながら、平成 31 年 1 月に「西陣を中心とした地域活性化ビジョン～温故創新・西陣～」を策定した。
- ・児童館における学習支援事業のモデル事業実施に引き続き、平成 30 年度から、学習支援事業を児童館において推進するべき正式な活動に位置付け、大学生ボランティアの更なる確保や実施経費の支援等により、対象となる児童館を拡大し、52 児童館において学習支援事業を実施した。

など

【令和元年度実施計画】

- ・世界の全ての国・地域の政府だけでなく、地方自治体や民間企業等もその達成に向けて取り組むこととされている、持続可能な開発目標「SDGs」の達成や、様々な危機に対し、粘り強くしなやかに対応し、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気に満ちた都市（＝レジリエント・シティ）の実現に向けた取組について、市民と課題や目標を共有し、取組を推進する。
- ・地域の団体や支援機関、企業を参画機関とした「下京みらい数珠つなぎプロジェクト」を創設し、子どもの健全育成に関する情報や課題の共有を図り地域全体で子どもをはぐくむ機運を醸成する。
- ・チーム「電車・バスに乗るっ」の活動を推進し、民間と行政の共済（協働）で地下鉄・市バスを含む公共交通を活用した取組を企画・立案し、実践する。

など

(3) 市民参画プロセスの設計

市民参画プロセスの設計とは、どのような手法を、どのような時期に、どのような市民を対象に行うのかを事業の段階毎に計画することをいいます。市民参画プロセスの設計に際しては、「[市民参画プロセス設計書（様式1）](#)」を作成し、地域政策課との協議が必要です。市民参画プロセスの設計の際は、事業スケジュール作成や予算要求と同時にを行うことを心掛けてください。

<市民参画プロセス設計・市民参画協議にあたって>
市民参画協議では以下の観点を協議していきます。市民参画プロセス設計にあたっては、これらの協議観点に注意しながら設計を行いましょう。

年月	スケジュール（予定）	参画実施の目的及び内容	対象者	市民参画の手法	
				事業説明・情報提供等	討論・意見集約等
構 どう か計 画を 策定 する 段階 か	事業の構想段階	①まずは、事業がどの段階にあるか確認			
		②事業全体のスケジュールを確認	③市民参画を行う目的を確認	⑤意見を聞くべき対象者を決定	⑥意見を聞くべきタイミングを決定
			④提示する案や具体的に何を聞くのか等の内容を確認		⑦目的や対象者、事業段階、スケジュール等に合致した手法を決定
事業の計画段階					
事業の実施・運用段階					

※決裁後の写し及び作成データを地域政策課に提出してください。

視点7：その他

一般型、個別型等どのようなタイプの条例とするか、現在の自治基本条例の条項で十分かどうか、自治基本条例第21条に規定されている「市政への市民参加の推進」との整合性などについての検討が必要である。

○市民自治を進める市民会議 最終報告書（H17年12月）に記載の「条例に盛り込みたい内容」

・市政への市民参加の推進

【解説等】

市政への市民参加を推進するためには、事案や時期に応じた計画的で効率的な市民参加手法を用いる必要があります。より多くの市民の声が生かされるよう、課題ごとに、関係する市民や影響する地域などを適切に把握し実施するとともに、市民参加手法や運営方法を常に改善する必要があります。

また、単に市民意見を聞く仕組みをつくるだけでなく、子どもやお年寄り、障がいのある人などに配慮するとともに、参加しやすい日時や会場の設定、情報提供方法などを工夫する必要があります。特に手話通訳や託児の準備、会場のバリアフリー状況など、市民の参加意欲に影響を与える事柄は、事前に周知することが重要です。

障がい者施策や子どもに関することなど、取り扱うテーマごとに、大きく影響を受ける当事者の参加に配慮することも必要です。最近では、児童会館建設に際して子どもの意見を聞く場を設けたり、障がいのある人が当事者の意見を聞いて政策を提言するサポート制度などが行われており、こうした取り組みをいっそう進めてほしいと思います。

このほか、すでに行われている市民参加の仕組みとして、市民会議、審議会などと言われる附属機関があります。「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」により、委員公募の拡大や同一人の重複選任制限、女性委員の積極的登用といった原則で運用がされていますが、幅広い市民が委員として参加できるよう、よりいっそう、女性や当事者の参加を推進するとともに、委員登用の仕組みなども検討していく必要があるのではないかと考えます。

政策案を公表して市民意見を募集するパブリックコメント制度については、札幌市では平成16年度（2004年度）から実施されていますが、たくさんの市民意見が出されているとはいえない状況もあり、情報提供の工夫など、いっそうの改善が求められます。

市政に対する市民意見は、問い合わせを除き年間約13,000件（平成16年度〔2004年度〕）で、そのうち意見やアイディアなどの提言は600件近くにもなります。

これらの市民意見を市政に生かすため、主な意見の検討結果についてホームページなどで広く公表する取り組みも始めており、また、市民団体などから事業企画の募集も進められています。

こうした市民の創意工夫を生かす仕組みの整備を進め、それを運用しながら改善を重ね、市民参加機会を設けるべき事案や手続きなど重要な事項は条例化していくことが必要です。また、この自治基本条例をより具体的にした市民参加の共通ルールとしての市民参加条例も視野に入れながら、個別の市民参加に関する条例や制度の体系化を進めることが必要と考えます。